令和８年 11 月６日

安城市

実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第１項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第２条の規定に基づき、本年度に策定を予定している実施方針の内容を、次のとおり公表する。

特定事業の名称	三河安城交流拠点運営等事業
特定事業の期間	運営権の設定を受けた日から 50 年後の応当日の前日までの期間に、本施設の解体工事期間（３年）を追加した期間（予定）
特定事業の概要	三河安城交流拠点に係る開業準備業務、維持管理業務、運営実施業務及び統括マネジメント業務
公共施設等の立地	安城市三河安城町一丁目 11 番２外６筆
実施方針を策定する時期	令和９年１月
所管部署	企画政策課プロジェクト推進室 電話 0566-71-2285